

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 館山市の位置・面積

館山市(以下、当市)は房総半島の西南端に位置し、千葉市から直線距離で約70km、東京の中心部からは100km圏内です。東及び北は南房総市と境を接していて、西から南にかけては東京湾から太平洋に面しています。

市の範囲は東西に約17km、南北に約16km、面積は110.05km²(令和2年全国都道府県市区町村別面積調)です。

館山市の位置



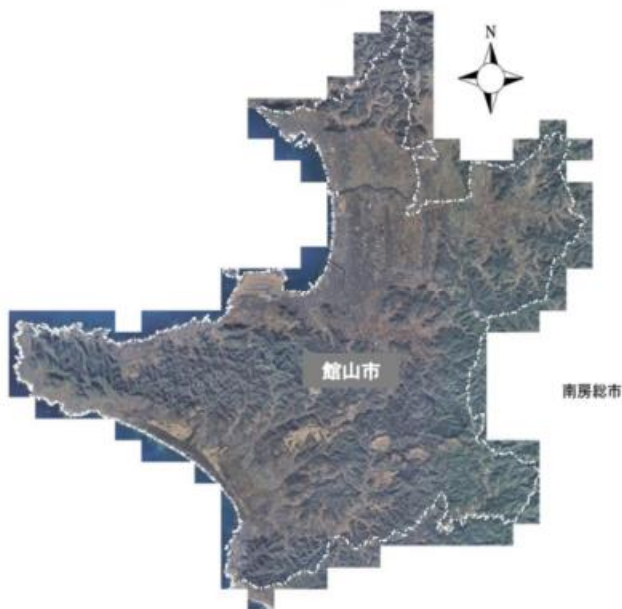
② 地勢・地質

当市の地形は、大別すると北から嶺岡丘陵、館山平野、安房丘陵の三つに分けられ、海岸沿いには「沼面群」と呼ばれる地震隆起段丘が当市を取り巻くように細長く分布しています。「沼面群」は高さにより沼1面から沼4面と呼ばれており、沼1面は約6,000年前、2面が約4,300年前、3面が約2,850年前の巨大地震で、海中から隆起したものと推定され、4面は元禄16年(1703)に発生した元禄地震によって隆起したものです。こうした海岸段丘は、房総半島南端における地震の規模や発生の周期の解明に欠くことができません。

一方で市街地が形成されている館山平野は海岸低地であり、平野には平久里川と汐入川が流れ、ともに東京湾に注いでいます。平野の周囲には海成段丘(沼段丘)が分布するほか、平久里川沿い等には、河成段丘が発達しています。

このほか、特徴的な地形として砂州列があり、海岸線にほぼ平行に分布しているほか、沖ノ島(無人島)とは長さ約200mの砂州でつながっています。

館山市の地形



房総の中央山間部は、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡山、鋸山等の標高300m以上の高峰が連なる房総丘陵からなっていますが、当市の地域は標高200m以下的大山(伊戸)、大山(布良、大神宮)、無名の山(船ヶ作)からなっており、豊房地区を中心に西岬地区、富崎地区に連たんしています。

当市の河川は、平久里川と汐入川のほか大河川はなく、このため集水区域も狭く流量も少なくなっています。当市の河川は次項のとおりです。

(平成 28. 4. 1 現在)				
水 系	河川名	区 域		延長 (km)
		上流端	下流端	
平久里川	平久里川	左岸 南房総市山田字神明 25 番 右岸 南房総市山田字御屋敷 40 番	海に至る	左右岸 各 19. 5
"	滝川	左右岸 館山市腰越字梅田山名川合流点	平久里川への合流点	左右岸 各 3. 6
汐入川	汐入川	左岸 館山市南条字一丁田 右岸 館山市南条字井の上 市道大戸南条線鎌田橋、橋台下流端	海に至る	左右岸 各 3. 8
"	境川	左右岸 館山市北条字角の坪 市道南町安布里線蛭島橋	汐入川への合流点	左右岸 各 0. 8

資料：県河川環境課

当市の海岸線は、北部は房総三浦丘陵地の陥没によりできた内湾砂丘海岸が続き、南部には布良の鬼ヶ瀬や沖合の伊豆七島を控えた外洋砂丘海岸が続いており、沿岸一帯には岩礁が多いです。また、寒暖 2 流と風の影響を強く受けています。一方、海岸線のほぼ全域が南房総国定公園に指定されており、自然豊かな海岸を活かして観光利用や豊富な水産資源とともに、活発な漁業活動が営まれています。

当市に散在する湖沼の概略は下表のとおりです。

湖沼名	位置	面積 (㎩)	平水量 (m)	最大水深 (m)		水量 (m ³)
				増水期	渇水期	
葛原堰	正木葛原	0. 012	6. 0	6. 0	0	48, 000
大正堰	稲細田	0. 027	8. 0	8. 0	2. 0	166, 000
菰堰	菰府中	0. 032	1. 5	1. 5	0	34, 800
菰堰	菰府中	0. 016	2. 0	2. 0	0	
山本堰	山本	0. 030	2. 5	2. 5	0. 5	30, 000
宮城貯水池	宮城	0. 010	5. 0	5. 3	1. 0	60, 000
作名ダム	作名	0. 085		13. 7		630, 000

資料：館山市

当市の地質は、新生代第三紀から第四紀（約 240 万年前～40 万年前）にかけて形成され、地質学上古いほうから西岬層、千倉層、豊房層とよばれています。これらは主に凝灰岩、泥岩、砂岩とやわらかい地層のため、河川の侵食により、丘陵部に比較的大きな谷が刻まれています。また、当市は現在世界に生息する造礁性サンゴ分布の最北限に当たり、当市の沼地域で、約 6000 年前に生息していたサンゴの化石を含む「沼層」とよばれる地層を確認することができます。

これは、沼層が堆積した時期が今より気候が温暖だったこともあり、海水位が今より約 3m 高かったと考えられており、そのあとの地震隆起により、現在のような山腹に化石が出土する地層が形成されたものです。沼層の造礁性サンゴ化石は、房総各地に広く見られ、市内では沼のほか豊房地区の南条や西岬地区の香等でもみることができます。

③ 活断層

当市には活断層や断層の分布はみられませんが、当市の北側に房総半島南部を横切って東西方向に延びる「鴨川低地断層帯」が存在しています。当該断層帯による地震発生の可能性については、国の地質調査委員会が平成 27 年 4 月に公表した発生確率によると 0.05% と低い数値です。しかしながら、熊本地震を引き起こした断層帯の発生確率も 1% 未満であったことから、地震発生確率が低い場合であっても地震が発生する可能性があります。さらに、三浦半島にも断層群が存在しており、発生確率は最大で 11%、市内で想定される最大震度は 5 強と予測されています。

鴨川低地断層帯位置図



鴨川低地断層帯の地震発生確率

今後 30 年以内の M6.8 以上の地震発生確率	市内で想定される最大震度
0.05%	震度 7

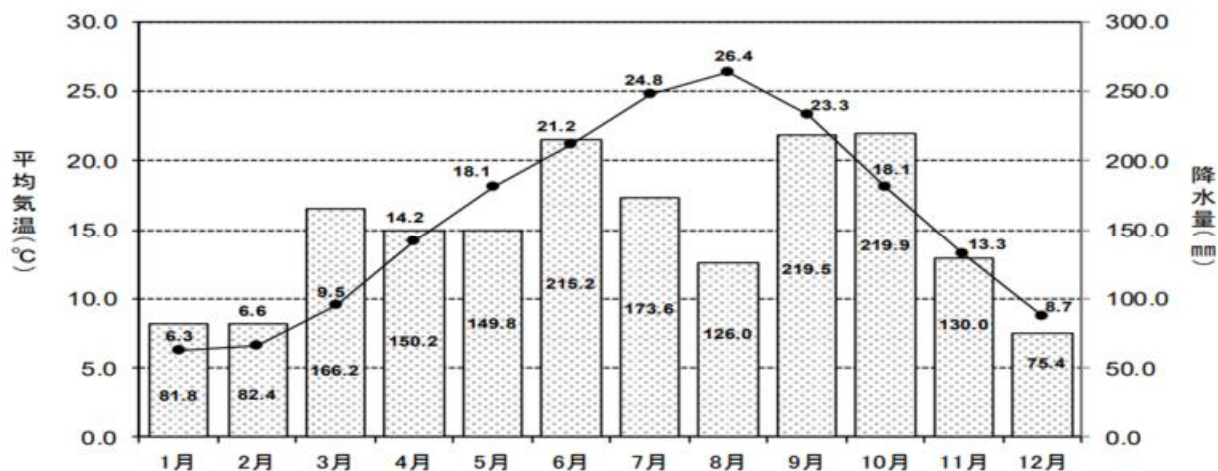
資料：関東地域の活断層の長期評価（平成 27 年 4 月、地震調査委員会）

④ 気象

当市の気候は、海洋性の特質を帯び一般に温暖湿潤であり、平均気温は最も低い 1 月でも 6.3℃（1981 年～2010 年の 30 年平均）です。海岸地域では降霜や積雪は少なく、最低気温が氷点下となることもまれではあるものの、市街地では三方を小高い山が囲む地形のために放射冷却現象が生じ、暖冬時を除けば最低気温が氷点下となることもしばしばあります。

当市では、台風接近時に強風及び大雨を記録することが多く、海岸地域では高潮による被害を受けることもあります。近年では、令和元年 9 月 9 日の令和元年房総半島台風（台風第 15 号）の接近時に最大瞬間風速 48.8m/s 及び日降水量 150.5mm を記録しました。また令和元年 10 月 25 日の大雨では、日降水量 207.5mm を記録しました。

月別気温・降水量の年間変動（1981～2010 年の 30 年間の平均）



資料：気象庁

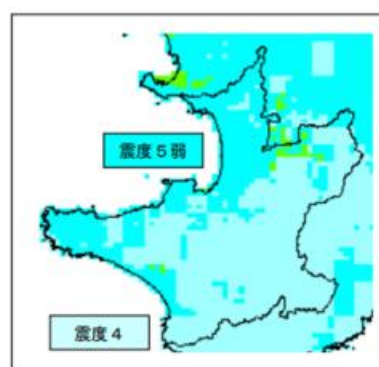
(2) 想定される災害リスク

① 地震動・液状化：ハザードマップ・J-SHIS

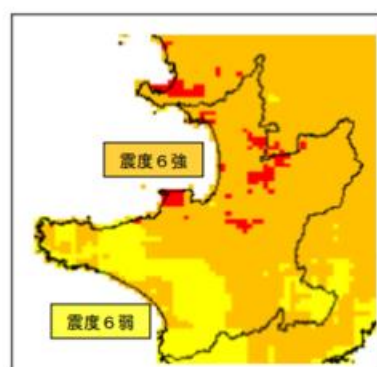
「平成 19 年度及び平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」や国の報告書等をもとに館山市における地震被害想定を整理すると、近い将来に（今後 100 年程度以内）発生のおそれがあり、千葉県に大きな影響のある地震を 5 つ想定しています。

No.	想定地震名	マグニチュード	地震のタイプ	30年以内発生確率	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	プレート内	70%	平成 26・27年度
2	大正型関東地震	7.9	プレート境界	0～2%	平成 26・27年度
3	東京湾北部地震	7.3	プレート境界	低い	平成 19年度
4	千葉県東方沖地震	6.8	プレート内	—	
5	三浦半島断層群	6.9	活断層	0～3%	

前頁の 5 つの地震の地震動の予測は下図に示すとおりであり、最も震度が大きくなる地震は「大正型関東地震」で、市南部で震度 6 弱程度、それ以外の市域の大半では震度 6 強程度となり、さらに一部地域では震度 7 程度になることが想定されています。また、「大正型関東地震」以外の 4 つの地震の震度については、震度 4～5 強程度になることがそれぞれ想定されています。



千葉県北西部直下地震（M7.3）



大正型関東地震（M7.9）



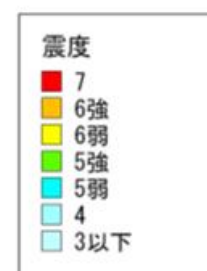
三浦半島断層群による地震（M6.9）



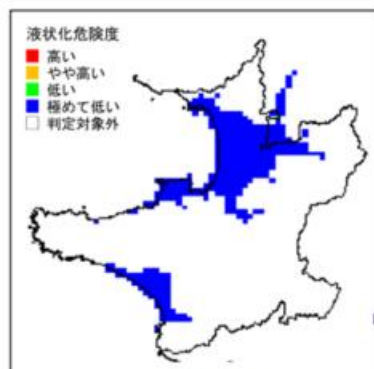
東京湾北部地震（M7.3）



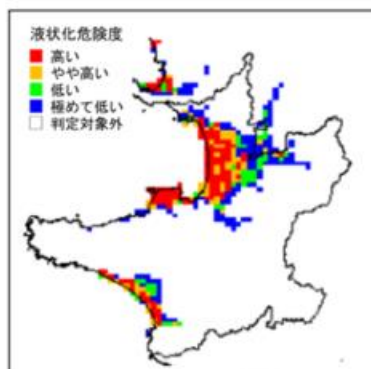
千葉県東方沖地震（M6.8）



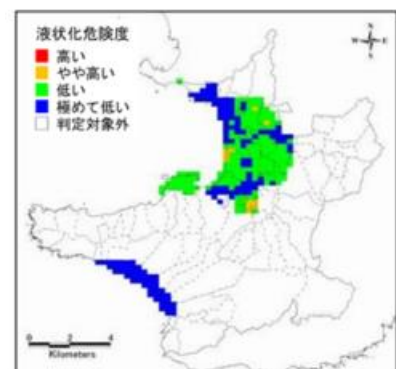
5 つの地震の液状化危険度の予測は、下図に示すとおりであり、「大正型関東地震」を除き、液状化危険度は全般に低い傾向です。「大正型関東地震」については、市南部の沿岸部と館山湾岸の一部に液状化危険度が高い地域がみられます。



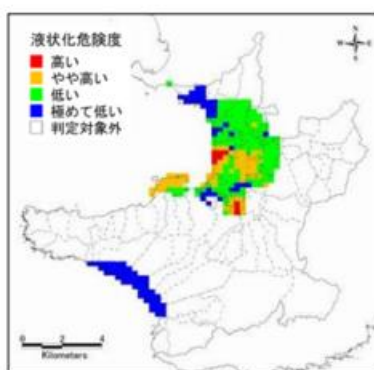
千葉県北西部直下地震



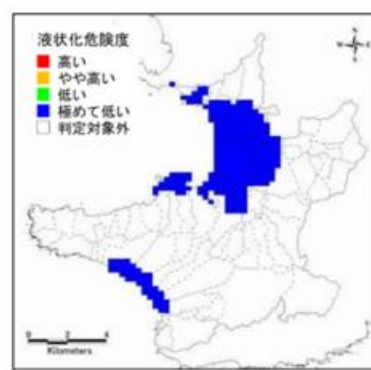
大正型関東地震



三浦半島断層群による地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震

前述の5つの想定地震のうち、「大正型関東地震」を除く想定地震については、建物被害、人的被害が予測されています。当市では、「千葉県北西部直下地震」及び「千葉県東方沖地震」による被害は軽微であり、「東京湾北部地震」及び「三浦半島断層群地震」による被害が比較的にみられるため、両地震を中心に整理されています。

想定地震による被害の概要

種 別	想定被害
建物被害	■揺れによる全半壊 「東京湾北部地震」では、全壊13棟、半壊384棟、「三浦半島断層群地震」では、全壊11棟、半壊389棟が想定されている。 ■液状化による全半壊 「東京湾北部地震」では、全壊16棟、半壊51棟、「三浦半島断層群地震」では、全壊7棟、半壊22棟が想定されている。 ■急傾斜地崩壊 急傾斜地崩壊による全半壊数は「三浦半島断層群による地震」の方が多く、全壊6棟、半壊15棟となっている。「東京湾北部地震」では、全壊4棟、半壊9棟となっている。
火災	4つの想定地震においては、火災は発生しないことが想定されている。
人的被害	東京湾北部地震、三浦半島断層群による地震共に、地震による死者数は0～1人、負傷者は50人弱と想定されている。 原因別の負傷者数では、建物の倒壊によるものが大半であるが、家具等の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、急傾斜地の崩壊等による負傷者も若干発生することが予測されている。
避難者数	「東京湾北部地震」による発災1日後の避難者数は1,900人程度、「三浦半島断層群による地震」による発災1日後の避難者数は1,500人程度になることが想定されている。
帰宅困難者数	「東京湾北部地震」、「三浦半島断層群による地震」共に、帰宅困難者数は約2,400人と推定されている。 なお、本市の場合、いずれの想定震源からも離れていることから、直接的に大きな被害を受けることはないことが想定されているが、房総半島の南端部という立地環境から、避難者数よりも帰宅困難者数の方が多くなっていることが特筆される。

② 津波：ハザードマップ

「平成 30 年千葉県津波浸水区域調査」では、千葉県沿岸に「最大クラスの津波」（L2 津波）をもたらすと想定される地震を想定し、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」が公表されています。選定された地震は次の 5 つです。

- ・延宝房総沖地震
- ・元禄関東地震
- ・東北地方太平洋沖地震
- ・房総半島南東沖地震
- ・相模トラフ沿いの最大クラスの地震

なお、当市では県の最大クラスの津波浸水予測図の公表を受け、これを反映した防災マップの改訂を行いました（令和 2 年 4 月・下図参照）。防災マップでは、内湾 5m、外湾 10m の津波浸水区域に加え、千年に一度起こりうる可能性のある津波を設定しています。

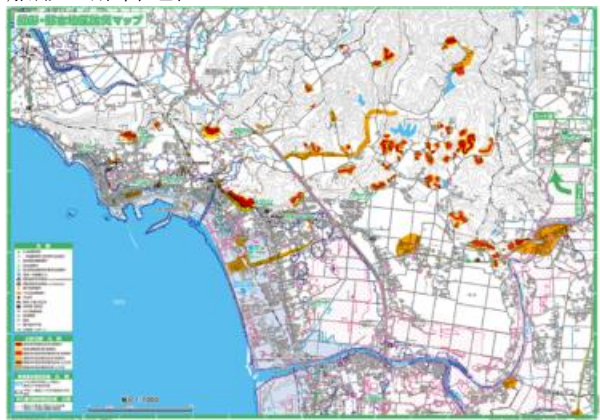
館山地区



北条地区



船形・那古地区



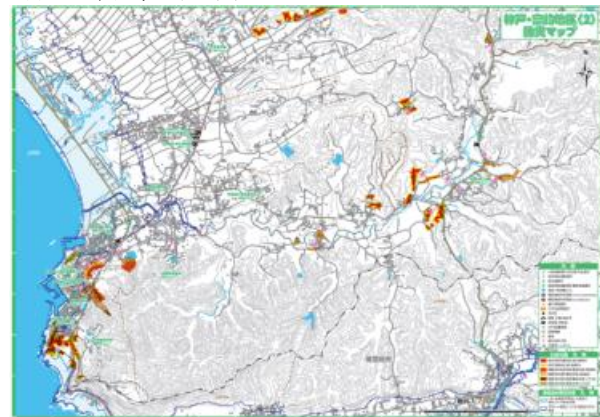
西岬地区



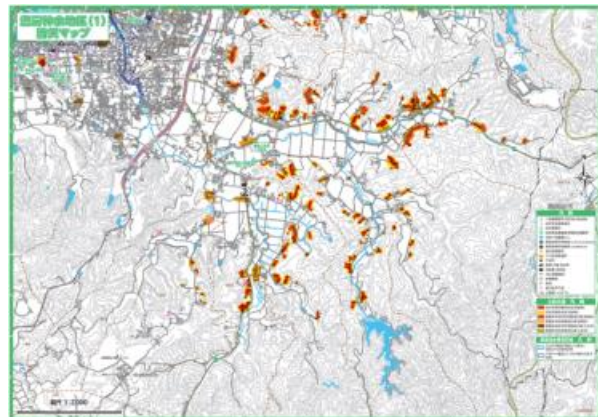
神戸・富崎地区(1)



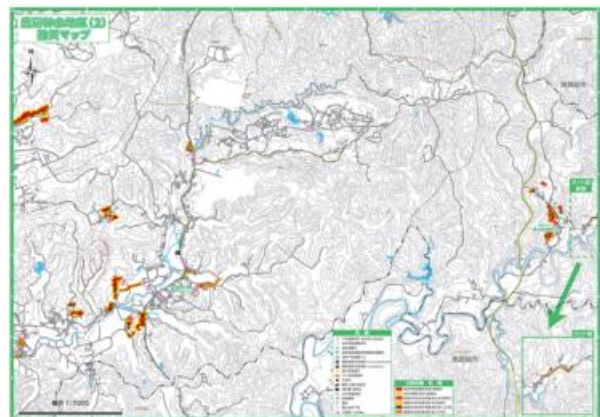
神戸・富崎地区(2)



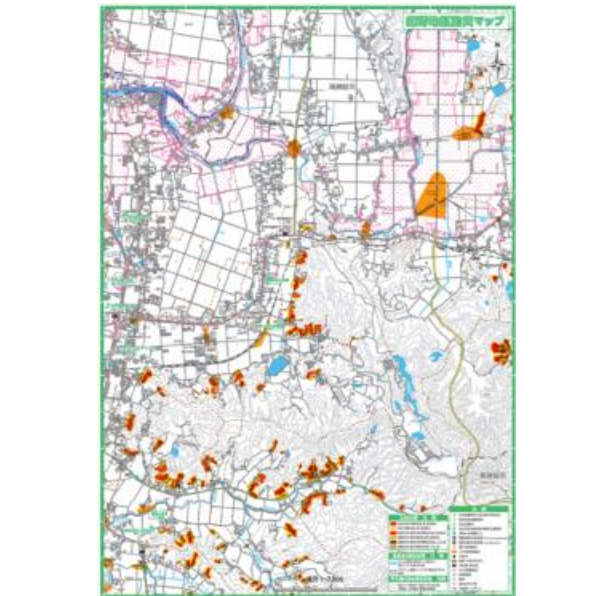
豊房神余地区(1)



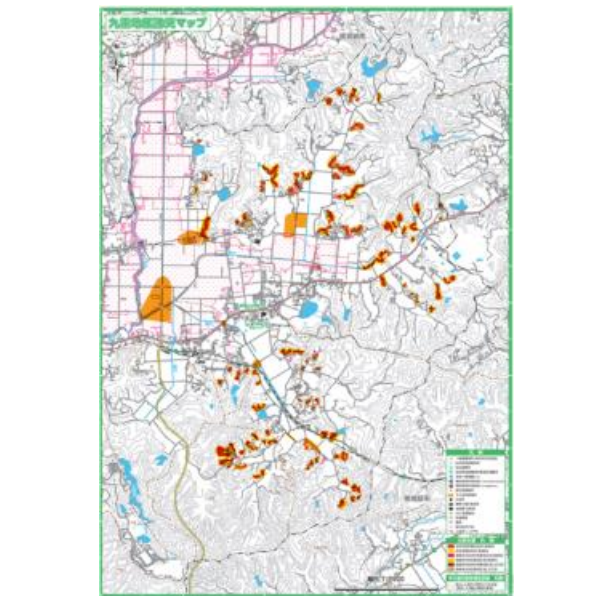
豊房神余地区(2)



館野地区



九重地区

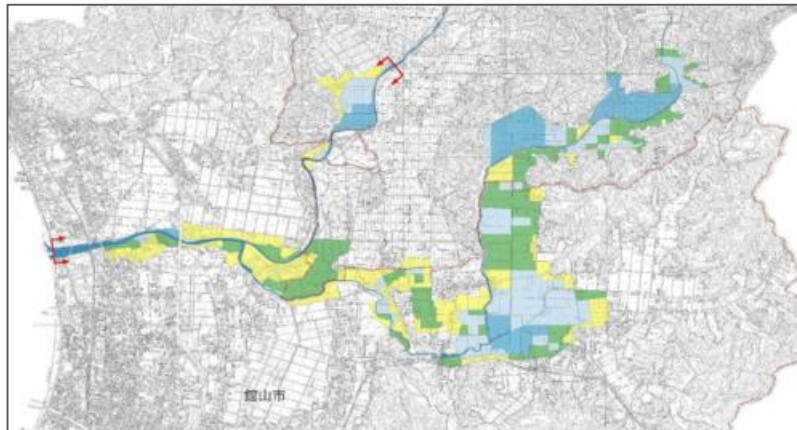


③ 風水害：ハザードマップ

千葉県では、一級河川の中で知事が管理している河川及び二級河川で、洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域と

して指定しています。

当市では、平久里川が指定されており、浸水想定区域図をみると、市街地部の河川沿い一帯においても、浸水深 0.5m 未満区域や 0.5～1.0m 未満の区域に指定されており、洪水時には市街地が浸水することが想定されています。



④ 台風

当市の「令和元年房総半島台風等被害に関する災害対応の検証」にて、「令和元年房総半島台風（台風第 15 号）」と「令和元年東日本台風（台風第 19 号）」、「令和元年 10 月 25 日大雨被害」の被害が取りまとめられました。

◆人的被害（令和 3 年 1 月 19 日現在）

- ・房総半島台風：死亡・行方不明者 0 名（災害関連死：2 名）
- ・東日本台風及び 10 月 25 日大雨被害：死亡・行方不明者 0 名

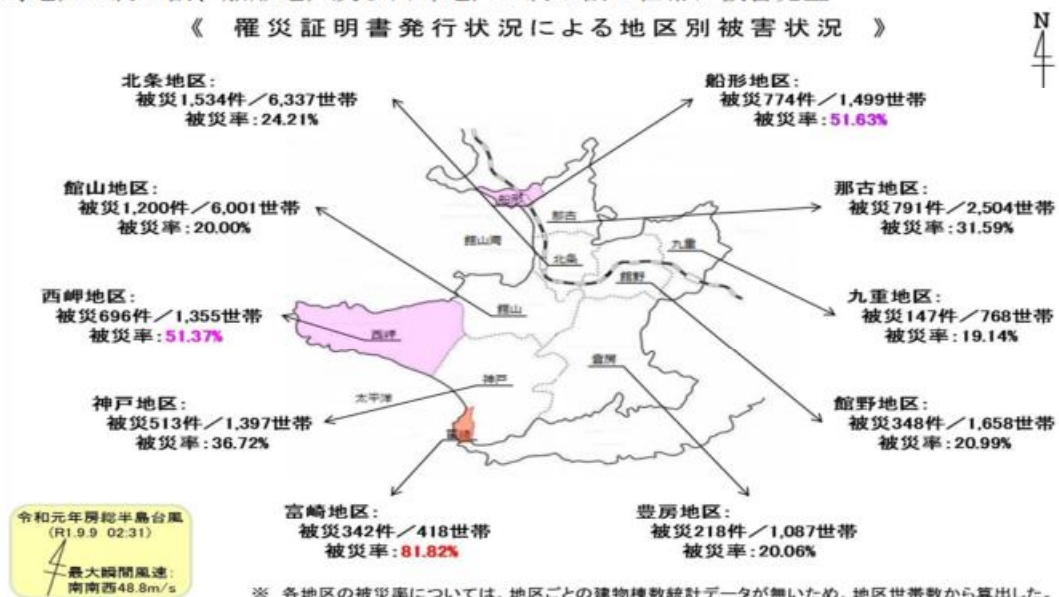
◆住家被害（令和 3 年 1 月 25 日現在）

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	合 計
件 数	101	235	1,392	4,869	6,597

※館山市全体の約 23,000 世帯の 3 割に被害発生

富崎地区：約 8 割、船形地区及び西岬地区：約 5 割の世帯に被害発生

《 罹災証明書発行状況による地区別被害状況 》



⑤ 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しています。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。

（３）商工業者の状況

◆当市における商工業者等数・小規模事業者数

- ・商工業者等数 2,926 事業所
- ・小規模事業者数 2,140 事業所

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業・林業・漁業	19	10	
建設業	277	331	
製造業	131	72	
電気・ガス・水道業	1	1	
情報通信業	16	37	
運輸業・郵便業	45	39	
卸売業・小売業	745	490	
金融業・保険業	57	25	
不動産業・物品賃貸業	132	92	
専門・技術サービス業	98	52	
宿泊業・飲食業	590	461	
生活関連・娯楽業	296	285	
教育・学習支援業	91	25	
医療・福祉	205	26	
複合サービス業	23	3	
サービス業	200	191	

２．これまでの取組み

（１）館山市の取組み

① 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（令和４年改訂）

当市域において水害等が発生するおそれ、又は発生した場合に適時的確な避難行動をとれるような判断ができる情報を提供するために、避難勧告等発令時の避難行動、情報伝達、発令基準及び防災体制を定めたものです。

② 館山市避難所運営マニュアル（令和２年改訂）

当市域にて災害が発生した際、各避難所の解説・運営をするに当たってルールをつくるための指針として作成しました。

③ 館山市地域防災計画（令和４年９月改訂）

当市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災に万全を期することを目的に館山市防災会議が作成しました。

④ その他

他に防災訓練の実施や備蓄品（感染症対策含む）の整備も行っております。

（２）館山商工会議所の取り組み

- ① 当所事業継続計画（BCP）の策定
- ② 事業者事業継続計画（BCP）に関する国の施策の周知
- ③ 事業継続計画（BCP）策定セミナーの開催
- ④ 損害保険への加入促進
- ⑤ 職員防災訓練の実施
- ⑥ あいおいニッセイ同和損害保険(株)との連携協定
- ⑦ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援
- ⑧ 日本政策金融公庫や他金融機関などの各種融資制度の斡旋
- ⑨ 近隣の商工会議所との「災害時の相互協力に関する協定」の締結
- ⑩ 新型コロナウイルス感染防止のための基本的な対策の策定

３．課題

（１）小規模事業者における災害リスクの認知不足

市域の小規模事業者においては、館山市にどのような災害リスクがあるかについての認知が不足しています。また、現状では平時・緊急時の取組における具体的な体制やマニュアルの整備も進んでいません。

（２）行政との連携・協力体制の不足

現状では、自然災害等による緊急時の取組について抽象的な記載に留まり、密接な連携・協力体制が確立できているとはいえません。また、対応にあたっての具体的な体制やマニュアルも未整備です。

（３）平時・緊急時の対応を推進するノウハウ・スキルの不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウ・スキルを持った職員が十分ではありません。また、事業継続力強化計画や保険・共済関係に対する助言をする職員の不足も課題です。

（４）その他

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどがが必要です。

４．目標

（１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

市域の小規模事業者に対して災害リスクを認識して頂き、事前対策の必要性を周知します。また、事業継続力強化計画の策定に意欲的な小規模事業者に対しては助言・策定支援します。

（２）行政との連携・協力体制の構築

発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報連絡ルートを構築します。また速やかな復興支援策が実行されるよう、当初内における体制やマニュアル整備、近隣地域の支援機関等との連携体制や災害リスクの共有を平時から取り組みます。

（３）平時・緊急時対応におけるノウハウ・スキルの習得

当所の経営指導員を始めとする職員が、防災や減災対策、備えなどに対する知識を身に付けていきます。

（４）その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施して参ります。

(1) 事前の対策

「館山市地域防災計画」で掲げられている通り、当初の防災に関して処理すべき事務又は業務については本計画との整合性を整理し、自然災害や感染症の発生時に速やかな応急対策に取り組めるようにします。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知・推進

- 巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事務所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について説明します。
- 引き続き、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険・生命保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行います。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言します。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知をするとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施します。
- 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供します。

② 商工会議所自身の事業計画書の作成

- 当所は、令和4年度に事業継続計画を作成しました。

③ 関係団体等との連携

- 当所が経営支援事業を実行していく中で、日本政策金融公庫・地元金融機関、一般社団法人千葉県中小企業診断士協会等の支援機関との連携を密接に行います。
- 感染症については、収束時期が予測しづらいため、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施します。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④ フォローアップ

巡回指導時に事業者BCPの情報提供・策定支援をした事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るように指導します。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（千葉県北西部直下のマグニチュード7.3地震や台風・大雨等）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行います。

⑥ 防災備品の購入

- 毎年度、当所財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて、ポータブル電源やブルーシート等の防災備品を購入します。

(2) 発生後の対策

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡をします。

① 応急対策の実施可否の確認

- 自然災害発災時 3 時間以内に職員の安否報告をする（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当所と当市で共有）。
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認をするとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底します。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、館山市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を実施します。

② 応急対策の方針決定

- 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定します。
- 職員全員又は大多数が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定します。
- 当所による大まかな被害状況の確認は 2 日以内に実施し、その状況を当所と当市で共有します（当所と当市で共有する被害規模等の目安は下記）。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報はない。

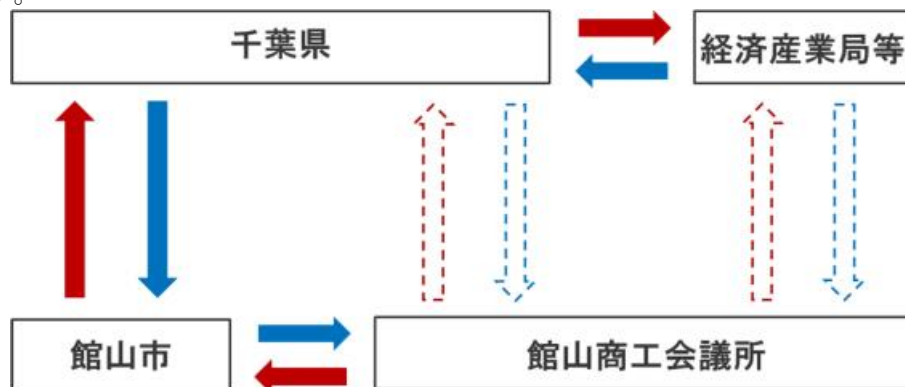
- 本計画により、当所と当市は下記の間隔で被害情報等を共有します。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有 必要に応じて追加
1 週間～3 週間	1 日に 1 回共有
3 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有
1 ヶ月以降	3 日に 1 回共有

(3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

① 自然災害発生時

- 自然災害発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑にできる仕組みを構築します。
- 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定します。
- 当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます。
- 当所と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告します。



※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によって破線の矢印）

② 感染症流行時

感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当初と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告します。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

応急対策時の地区内小規模事業者に対する当所の支援は以下のとおりです。

① 相談窓口の設置及びその対応

相談窓口の開設方法について館山市と相談します（国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置）。また、安全性が確認された場所において本窓口を設置し、経営や資金繰り等の相談に応じます。

② 被害状況の確認及び施策の周知

地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認し、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について周知します。

③ 感染症における対応

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等をします。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

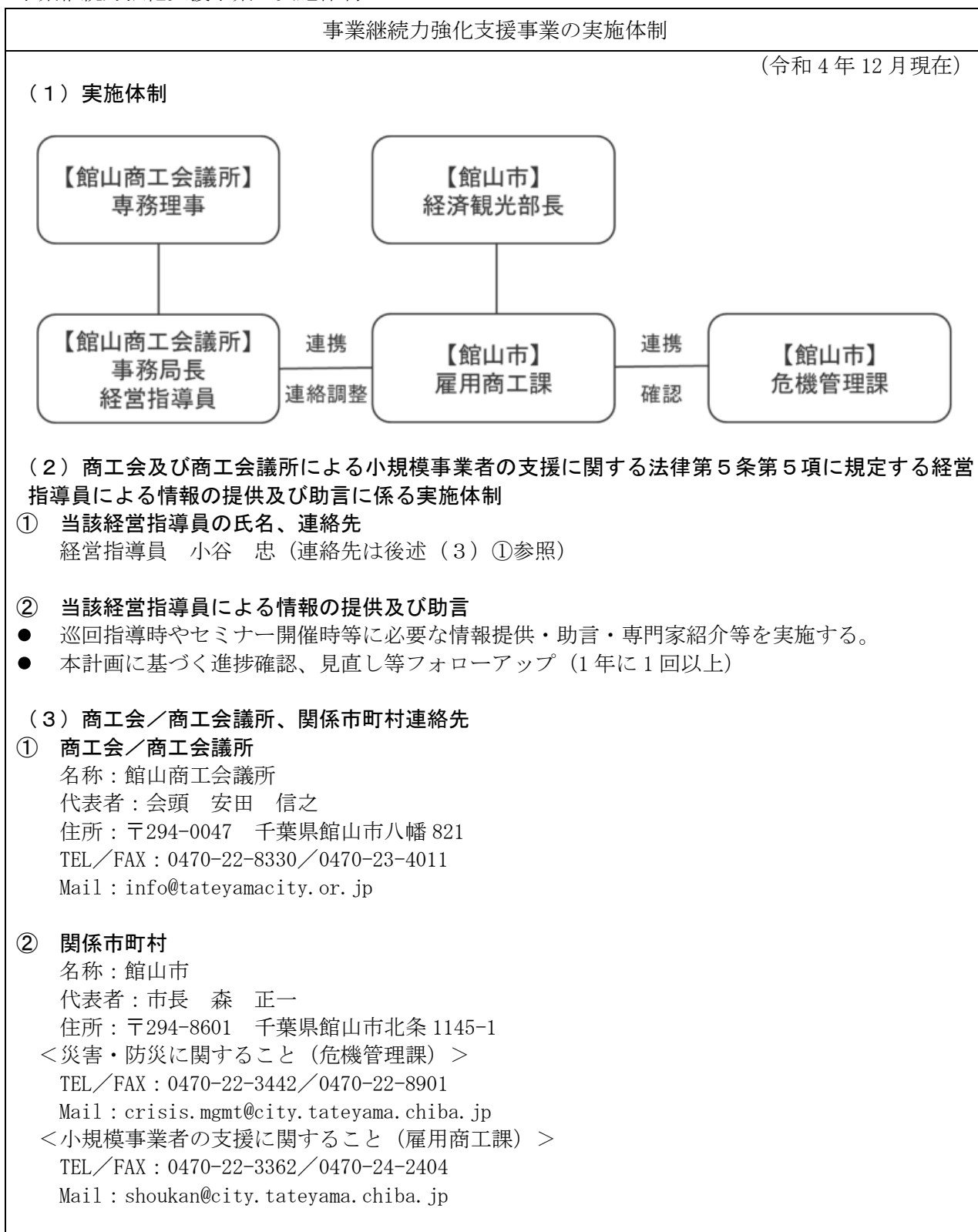
県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援します。また、被害規模が大きいことから被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談します。

(6) その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要な資金の額	495	495	495	495	495
専門家派遣	220	110	110	110	110
セミナー開催	165	165	165	165	165
防災備品購入	110	220	220	220	220

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。